

平成 28 年 12 月 27 日
近 畿 経 済 産 業 局

指定旧供給地点の指定を行いました (簡易ガス事業者分)

本日、近畿経済産業局は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号）附則第 28 条第 5 項の規定に基づく指定旧供給地点（簡易ガス事業者分）の指定を行いました。

指定旧供給地点の指定について

- ・今年 10 月、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第 28 条第 5 項の規定に基づく指定旧供給地点の指定について、意見の公募（パブリックコメント）を実施しました。
- ・その後、提出された御意見や電力・ガス取引監視等委員会の意見も踏まえ検討を行った結果、本日、当局所管の簡易ガス事業者（183 事業者、1,020 供給地点群）のうち、70 事業者、341 供給地点群の供給地点を指定旧供給地点として指定しました。（別紙参照）

（参考）

- ①指定旧供給地点の指定に対する意見の募集について（平成 28 年 10 月 28 日付）
<http://www.kansai.meti.go.jp/3-9gasjigyo/20161028kanigas-shiteiikenbosyuu.html>
- ②「指定旧供給地点の指定に対する意見の募集について」に対する意見公募の結果について（平成 28 年 12 月 14 日付）
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595216043&Mode=2>
- ③指定旧供給地点の指定について（平成 28 年 12 月 14 日付 電力・ガス取引監視等委員会）
http://www.kansai.meti.go.jp/1-8torihikikanshi/ikencyosyu/2016/0021_shiteikyukyokyutiten.pdf

（本発表資料のお問い合わせ先）

近畿経済産業局

資源エネルギー環境部 ガス事業課長 西山

担当者：川田、吉田

電 話：06-6966-6049（直通）